

労働部  
労働局長 櫻井 七二六 號  
昭和七年八月三日

内務大臣 後藤 文夫 殿  
社 會 局 長 官 殿

津村 順天 堂 (中將湯) 製菓工場労働争議  
発生ニ関スル 件

發生七二三解決  
使用労働者五三内七二六  
争議参加者全員  
関係労働組合 協会の中央合同

就業時間一時間延長ニ端ヲ案ニ標記争議発生セリガ其ノ状況ハ  
要旨  
一 就業時間一時間延長ニ端ヲ案ニ標記争議発生ニ端シテ其ノ結果として組合員は就業時間一時間延長ヲ要求スルニシテ之ヲ固執スルニシテ其ノ結果として争議発生セリ  
二 争議参加者全員  
三 関係労働組合 協会の中央合同

8.8.6  
5797